

○観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

令和7年3月31日告示第77号

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する出火を防止するため、感震ブレーカーを購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において感震ブレーカーとは、一定以上の地震の揺れを感知した場合に、自動的に電力供給を遮断する装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、観音寺市内に住所を有し、自ら居住する住宅において感震ブレーカーを購入し、設置する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、感震ブレーカーの購入及びその設置に要した費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2とし、その上限は1万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置した写真
- (2) 補助対象経費の支払及び内訳が分かる書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、感震ブレーカー設置促進事業補助金交付請求書（様式第5号）に振込先指定口座が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(設置状況等に関する調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して設置状況等に関する調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者 住所
氏名 ※
電話番号

※ 本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付申請書

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

購入設置製品	メーカー名	
	製品名及び品番名	
補助対象経費		円
補助金申請金額		円
確認同意欄	私は補助事業の適正な実施を図るため、担当職員の設置状況等に関する調査について協力し、同意します。 氏名 _____	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

交付決定者 住所
氏名 ※
電話番号

※ 本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金について、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

購入設置製品	メーカー名	
	製品名及び品番名	
補助対象経費		円
補助金交付決定金額		円
添付書類	1 感震ブレーカーを設置した写真 2 補助対象経費の支払及び内訳が分かる書類	

確認欄

- 電気を遮断する回路に生命の維持に必要な装置は接続されていませんか
- （接続されている場合）非常用電源を準備しましたか
- 夜間の停電に備え、非常用の照明を準備しましたか

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき、下記のとおり確定したので、観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額

円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付請求書

観音寺市長 宛て

（交付決定者）住 所

氏 名

印

観音寺市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

円

振込先 金融機関	銀 行		本 店				
	金 庫		支 店				
	農 協		出張所				
			支 所				
預金種目	普通 ・ 当座						
口座番号							
口座名義人	(フリガナ)						

※振込先指定口座が確認できる書類を添付すること。